

POPs（残留性有機汚染物質）条約総合推進費の一部

23百万円（21百万円）

環境保健部環境安全課

1．事業の概要

PCB、ダイオキシン等の残留性有機汚染物質（POPs）による地球規模の汚染を防止するため、国際的な協調下でその製造・使用の廃絶・削減等を行うことを定めた残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）が2004年に発効した（日本は2002年に締結）。このため、汚染実態の監視等同条約に基づく対策を実施する。

2．事業計画

東アジアPOPsモニタリング調査

アジア・太平洋地域における環境試料の収集、分析を行い、国内外で精度の向上等が進められている長距離移動モデルを活用すること等により、正確な汚染の状況及び将来動向を把握し、条約の有効性の評価に必要なデータを集積するとともに、同地域諸国における環境試料の収集・分析能力の一層の向上を図る。

併せて、上記で得られたアジア・太平洋地域におけるデータを活用することにより、同地域のリーダー国として、本地域でのPOPs汚染状況の把握と有効性／効果の検証に積極的に貢献する。

東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催

我が国の所有する知見をアジア太平洋地域やその他の地域に発信するため、専門家や行政官を招集し、東アジアにおけるPOPsモニタリングの地域活動の促進のためのワークショップや専門家会合等を継続的に開催する。

条約モニタリング作業部会への参画

条約と連携を図りながら東アジア地域におけるモニタリングを適切に実施するため、条約に設置されたモニタリング作業部会へ参画する。

3．施策の効果

汚染実態の継続的な調査により、条約を適切に履行するとともに、東アジア諸国による環境試料の収集・分析能力の向上を図る。

また、東アジア地域でのモニタリング等を通じて、地球規模での環境リスクの低減を推進する。

POPs条約関連施策の概要

国内実施計画の運用

製造等の規制、排出削減、適正処理等の具体的措置

製造、使用、輸
出入の規制

非意図的生成物
質の排出削減

PCB廃絶の
ための取組

在庫・廃棄物の
適正管理・処理

汚染された場
所の特等

各種措置の基盤となる施策

環境監視

国際的取組
東アジア地域でのモニタリング等

情報の提供

研究・技術開発

国内実施計画の実施状況の点検と改定

条約における新たな課題への対応

新たな条約対応物質の検討

有効性評価のためのモニタリングの実施

太斜字を本事業で実施